

港区学童クラブ入会選考基準の一部改正について

区は、学童クラブ事業において、保護者の就労状況や児童の状況に応じて、公平で公正に入会選考を行うとともに、障害児や特別な配慮が必要な児童(以下「障害児等」といいます。)の利用機会を適切に確保するため、港区学童クラブにおける入会選考基準の一部を改正します。

1 改正内容

(1) 基準指数1「就労」、5「介護・看護」、7「就学」

現行の基準では、保護者の状況の確認方法は、週により勤務日数等の状況が異なる場合、日数の少ない週の状況で判断しています。

この場合、基準指数が低く算定されてしまうことから、就労、介護・看護、就学について、それぞれ「週単位」で状況確認しているものを「月単位」に改正し、就労等の形態が変動する方の基準指数を適切に判断できるようにします。

(2) 調整指数3「入会申請児童に障害がある場合」

現行の基準では、障害児等は手帳の等級に応じて、6点、4点、2点を加算しています。しかし、一人では自宅で過ごすことができない障害児等においても、進級に伴い調整指数7による学年加算が減るため、入会しにくい状況が生まれています。

障害児等の進級に伴う学年加算の影響を抑制するため、既存の調整指数を増やします。

(3) 調整指数11「自営で子どもを見ながら就労している世帯」

現行の基準では、自宅での自営で子どもを見ながら就労している場合は、調整指数により減算(-3)していますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを背景に在宅勤務が定着するなど、自宅での勤務は自営業に限定されなくなりました。

働き方が多様化している昨今の状況を踏まえ、自宅での自営業についても、他の就労形態と同じ取り扱いとするため減算を廃止します。

(4) 調整指数13「港区外住民登録世帯」

現行の基準では、基準指数と調整指数の合計値が同一の場合、優先順位1により、区内在住者を優先していますが、区外在住かつインターナショナルスクール等に通学する児童の合計値が、区内在住かつ区内小学校に通学する児童より高くなる状況が発生しています。

区外在住の児童は、公共交通機関やスクールバス等で自宅と行き来しており、自宅近隣の学童クラブを利用する選択肢もあるため、調整指数13を新設し、減算(-3)とします。これに伴い、優先順位の第1位から区内在住者の項目を削除します。

2 今後のスケジュール(予定)

令和5年12月11日 入会案内の周知(ホームページ及び関係施設等)

令和6年 1月12日 受付開始(郵送電子は1月29日、持参は2月5日まで)
2月26日 選考結果の通知

7 学童クラブ入会基準（基準指数・調整指数・優先順位）

【指数の算出方法】

保護者2名の基準指数 + 調整指数 = その世帯の合計指数

※ ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）の場合には、父又は母の基準指数に20を加え、さらに調整指数を合算します。

※ 指数の高い方から入会を内定します。同一指数となった場合には優先順位をもとに選考します。

基準指数

番号	保護者の状況(同居の親族その他の者が家庭において児童の保護に当たれない場合)			基準指数
	類型	細目		
1	就 労	月20日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	20
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	17
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	14
		月16日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	17
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	14
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	11
		月12日以上 の就労	1日8時間以上の就労を常態としている	14
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態としている	11
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態としている	8
		上記に該当しないが、月48時間以上の就労を常態としている		
2	出 産	出産（出産予定月を中心に前後2か月、計5か月まで）		12
3	疾 病	入院（入院内定者を含む）		22
		居宅内療養	常時病臥、感染性、精神性	20
			常時安静を要する	14
			一般療養	11
4	障 害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級程度		20
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度		14
		身体障害者手帳4級		8
5	介 護 看 護	月20日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	17
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	14
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	11
		月16日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	14
			1日6時間以上8時間未満の介護・看護	11
			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	8
月12日以上 の 介 護・看 護	1日8時間以上の介護・看護	11		
	1日6時間以上8時間未満の介護・看護	8		

			1日4時間以上6時間未満の介護・看護	5
6	求職	求職のため、日中外出を常態としている		2
7	就学	月20日以上の就学	1日8時間以上の就学	17
			1日6時間以上8時間未満の就学	14
			1日4時間以上6時間未満の就学	11
		月16日以上の就学	1日8時間以上の就学	14
			1日6時間以上8時間未満の就学	11
			1日4時間以上6時間未満の就学	8
8	育児休業	育児休業中で年度内に職場復帰（ただし、4月1日から6月末までに復帰予定の場合は、復帰後の就労形態に応じた基準指数を適用）		10
		育児休業中		8
9	災害	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保護に当たれない場合		20
10	特例	前各号に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要など、明らかに保護に欠けると認められる場合		5~22

※ 就労時間には、休憩時間を含みます。

※ 入会要件が2項目以上にわたる場合は、基準指数の高い方とします。

調整指数

番号	条件		調整指数
1	生活保護受給世帯		+8
2	両親ともに不存在（死亡・拘禁・行方不明等）の世帯		+8
3	入会申請児童に障害がある場合	(1) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度又は精神障害者保健福祉手帳1・2級	+12
		(2) 身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度又は精神障害者保健福祉手帳3級	+8
		(3) その他上記に準ずる障害があると認められる人 ※ 医師の診断書（意見書）・障害福祉サービス受給者証がある人、特別支援教室又は通級指導学級に通う人が対象	+4
4	同居の児童に障害がある場合		+2
5	生計中心者が失業し、就職内定又は求職のため日中外出を常態の世帯（ひとり親世帯は除く）		+3
6	ひとり親世帯（単身赴任世帯含む）		+2
7	入会申請児童の学年（小学校5・6年生の加算なし）	(1) 小学校1年生	+6
		(2) 小学校2年生	+4
		(3) 小学校3年生	+2
		(4) 小学校4年生	+1
8	双子以上の申請をしている世帯（入会希望の申請児童に限る）		+1
9	自宅での自営業で危険なものを扱う業種であり、子どもを見ながら就労している場合		+1

10	前年度平日の学童クラブ出席率が40%未満の児童（9月から11月を基準とする）	-2	
11	自営で子どもを見ながら就労している世帯	-3	
11	自宅又は被介護者の自宅で要介護3～5、身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度の親族を介護・看護している世帯 ※ 基準指数の類型が「介護・看護」に該当する場合のみ対象となります。	+3	
12	大使館関係職員等で就労の資格を有する査証・資格外活動許可書のない者	-3	
13	港区外住民登録世帯（DV等やむを得ない理由で住民登録ができない場合を除く）	-3	
14	保護者の帰宅時刻（夜間勤務の場合は適用しない）	（1）14時30分よりも前の場合	-6
		（2）16時よりも前の場合	-4
		（3）17時よりも前の場合	-2

優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一の場合、次の順位による。

+	港区に住民登録をして、現に生活の本拠がある（やむを得ない理由で住民登録ができない場合を除く）
1	入会申請児童が学年の低い児童
2	ひとり親世帯・両親不存在
3	疾病世帯
4	障害者世帯（申請児童が障害を有する場合を含む）
5	就労世帯
6	前年度の出席率が高い児童（9月～11月を基準とする）
7	選考対象の学童クラブに同居の児童が入会済みの場合
8	選考対象の学童クラブに同居の児童が同時申請の世帯
9	養育している小学生以下の子どもの数が多い世帯
10	保護者が港区に引き続き居住している年数が長い世帯 （市街地再開発事業に伴い港区外に住民登録をしていた場合は、一時移転前及び一時移転の期間も居住年数に含む）